



後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

整骨院や接骨院などで柔道整復師の施術を受けるときは、次のように保険証を使用の場合と使えない場合がありますので、ご注意ください。

●保険証を使えるとき

医師や柔道整復師に、外傷性の骨折、脱臼、打撲および捻挫等（いわゆる肉ばなれを含む）と診断または判断され、施術を受けたとき

※内科的要因によるときは使えません。また、骨折および脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ

医師の同意を得ることが必要です。

●保険証を使えないとき

- ・単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや筋肉疲労
- ・脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善の見られない長期の施術
- ・保険医療機関（病院、診療所など）で同じ負傷等で治療中のもの
- ・労災保険が適用となる仕事や通勤途上での負傷

●施術を受ける時の注意

・負傷の原因を正確にきちんと伝えましょう

・療養費支給申請書の受取代理人欄（住所、氏名、委任年月日）には、原則として患者の自筆による記入が必要となり

ます。
 ・施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けましょう。
 ・領収書を受け取り、大切に保管しましょう。
 ・その他ご不明な点は、青森県後期高齢者医療広域連合までお問い合わせください。

■問い合わせ先

青森県後期高齢者医療広域連合
 TEL 017 (721) 3821

今年度から健診結果説明会を開催します

特定健診は高血圧、糖尿病、脂質異常などの生活習慣病の予防と重症化の予防をすることが目的です。

今まで健診結果は郵送で受診者の皆さんにお渡ししてまいりました。しかし、結果をよく見えない、見てもどう理解していいのかわからないなどの声が時折聞かれます。また、多忙な時期に健康のことを考えてもらえないとの声があるのも事実です。しかし、農繁期に病で倒れ、結果的に仕事ができなくなったケースもあります。健診結果説明

会は町民の皆さんに健診結果を正しく理解してもらい、自分の健康を考える機会にすることを目的に実施しています。

健診結果の説明を受けた方からは「検査値の見方を聞いて、どうしてそうなったのか、自分の自分の生活と合わせて見ることができ、何を気をつければ良いかわかった」との声が聞かれます。

町民の皆さんが健診結果を理解することで、次のことを目指します。

- ①自分のからだで今何が起きているのかを知る。
- ②生活習慣を振り返る。
- ③今の生活習慣でよいか、改善する必要があるかを考え、実行する。

町では国保保険者として国保の方を対象に健診結果を説明する義務があります。そのため、国保の方で特定健診を受けた40〜74歳の方々を対象として行いました。

これ以外の方で健診結果について聞きたい方は、いつでも健康保険課⑥に健診結果をご持参ください（保健師・栄養士は事業の都合で役場にいないことがあります。事前に連絡をくださいれば助かります）。

■問い合わせ先

健康保険課 健康長寿班
 内線（131、132、133）

夕ぐれ窓口

12月の夕ぐれ窓口を次のとおり町民生活課窓口で開設します。

- 開設期日 12月13日（金）、27日（金）
- 開設時間 午後5時～6時

閉庁後に戸籍抄本・謄本（午後5時までに電話での申し込みが必要）や印鑑証明書、住民票が必要な方、町に対する苦情や意見、要望のある方は、どうぞお気軽においでください。

教育相談電話

子どもの悩みや心配事の相談を電話で受けています。秘密は厳守されますので、お気軽にご利用ください。

- 相談先 教育委員会（内線210・250）

- 相談日時 月～金曜日 午前8時30分～午後4時30分（土・日曜日、祝祭日、年末年始を除く）

行政・人権相談

町では、町民の皆さんの行政に対する意見や要望、また日ごろ生活する上での困り事など、さまざまな内容の相談を受けるための行政相談と人権相談を行っています。

12月の相談日は次のとおりです。

- 期 日 5日（木）（人権のみ）、10日（火）
- 相談時間 午前10時～午後3時
- 場 所 国際交流会館1階102研修室

青森・ソウル線で韓国へひとつ飛びーさらにラクラク乗り継ぎで世界の各都市へ!

●青森・ソウル線は平成25年10月27日(日)から、毎週、水・金・日の週3便運航。週末を利用した旅行にも便利。

●世界とつながる仁川空港は、乗り換えもラクラク。パシフィック、ハノイ、香港、北京、ニューヨーク、ホノルル、グアムなど、世界の各都市へ。

●青森・ソウル線を利用すると、駐車料金が最大1千円。平成26年3月末まで青森空港駐車料金減免の社会実験を実施中。

■問い合わせ先
青森県企画政策部交通政策課
航空グループ
Tel 017(734)9153

青森県最低賃金改正のお知らせ

青森県最低賃金が改正されます。金額等は次のとおりです。

●時間額 665円
(平成25年10月24日から)
青森県最低賃金は、青森県内で働くすべての労働者と、労働者を一人でも使用している使用者に適用されます。

製造業と小売業の一部には、特定(産業別)最低賃金が定められています。

詳しくは、青森県労働局ホームページからもご覧になれます
(<http://aomori-roudoukyoku.jp/istemhwgojp/>)

■問い合わせ先
青森県労働基準部賃金室
Tel 017(734)4114
FAX 017(734)5821

農業用軽油引取税 免税証の交付申請について

平成26年に使用する農業用軽油引取税免税証の交付申請を次のとおり受け付けます。

●日時 平成25年11月22日(金) 午前9時〜午後3時
●場所 五所川原合同庁舎1階 B会議室(五所川原市栄町10)

※申請用紙は、西北地域県民局農産部のほか、農協等の免税軽油取扱店にあります。

■問い合わせ先
西北地域県民局農産部課税課
Tel 0173(34)2111
内線(207)



乳幼児健康診査

- 【4か月児健康診査】
 - ・月日 12月4日(水)
 - ・受付 午後1時〜1時10分
 - ・場所 鶴遊館
 - ・対象 平成25年7月生
 - ・内容 小児科診察・離乳食のすすめ方と試食など
- 【10か月児健康診査】
 - ・月日 12月4日(水)
 - ・受付 午後1時10分〜1時20分
 - ・場所 鶴遊館
 - ・対象 平成25年1月生
 - ・内容 小児科診察・予防接種 虫歯予防のお話・離乳食の試食
- 【7か月児健康相談】
 - ・月日 12月5日(木)
 - ・受付 午前9時20分〜9時30分
 - ・場所 鶴遊館
 - ・対象 平成25年4月生
 - ・内容 育児健康相談・離乳食の作り方

- 実演・試食など
- 【1歳6カ月児健康診査】
 - ・月日 12月18日(水)
 - ・受付 午後12時30分〜12時40分
 - ・場所 鶴遊館
 - ・対象 平成24年3〜5月生
 - ・内容 小児科・歯科診察、育児・発達相談など
- ※バスタオル・母子手帳を忘れずにお持ちください。また、風邪などの病気のあるお子さんは次回の健診を受けられますので、事前に保健師まで連絡してください。
- ※離乳食試食の際は、赤ちゃん用エプロン、おしぼりをお持ちください。

総合健診のお知らせ

- ・月日 12月1日(日)
- ・受付 午前8時〜9時30分(開場7時40分〜)
- ・場所 鶴遊館
- ・健診項目および対象者
 - 特定健診…30歳代の方・40〜75歳の国保被保険者・後期高齢者医療の被保険者・40歳以上の生活保護世帯

- 胃がん検診…30歳以上の方全員
 - 大腸がん検診…30歳以上の方全員
 - 前立腺がん検診…50歳以上の男性全員
 - 肝炎ウィルス検診…40・45・50・55・60・65・70歳の方で今まで検査を受けたことのない方
- ※肺ガン検診は行いません。
※受付時間・開場時間が変更になりましたので、ご注意ください。
※すでに申込済みの方で、12月1日に変更したい方は、ご連絡ください。
※申し込んでいない方は、電話でも申し込みできます。
※健診終了後、先着50名に「野菜たっぷり朝食提供」(無料)があります。



献血のお知らせ

- ・実施月日 12月1日(日)
 - ・場所 スーパーストア
- 問い合わせ先
健康保険課 健康長寿班
(内線131、132、133)

【広報つるた有料広告】

無料よろず法律相談会開催!

12/6(金)・7(土) 弘前市総合学習センター (セミナー室) (無料駐車場あり)
8(日) 五所川原市民学習情報センター (視聴覚室) (無料駐車場あり)
時間: 朝9時から夜9時頃まで

過払い金、債務整理、貸金回収、解雇、相続 離婚、債権回収、損害賠償請求…など
※相談の結果、別途業務を依頼される場合には所定の費用がかかります。費用は分割払い可、成功報酬は後払いで結構です。
台風被害に遭われた農家の方、案件によっては着手金なしも検討します。



『津軽を応援しています。』
代表弁護士 中島賢悟

弘南バスにも
広告掲出中!!



ご予約専用フリーダイヤル
0120-113-314

【セキョウトラスト法律事務所】改称
弁護士法人 中島総合法律事務所
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-8-3 TOC第一ビル5F TEL.03-5774-1521

■有料広告の問い合わせは 総務課 まちづくり班 (内線264) まで